

鈴鹿市立牧田小学校いじめ防止対策基本方針

令和8年4月施行

1 はじめに

平成25年に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が施行され、この法の規定を受け、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）」が策定されました。国の基本方針を受け、地方公共団体は地域の実情に応じて「地方いじめ防止基本方針」を策定することが努力義務とされました。また、各学校においては、このことを踏まえ、「学校いじめ基本方針」を策定することが義務付けられました。

2 本校におけるいじめの実態

今般、他者との人間関係を構築することや多様性を認めることに課題を抱え、からかいや従属的な言動を起こす事案が散見されます。

本校においても、令和7年度に実施した「いじめアンケート調査」の結果、いじめられていると回答した事案の多くが、からかいや冷やかし、悪口などの言葉によるものと、ぶつかる、遊ぶふりをして叩くなどの有形力によるものでした。

また、ソーシャルメディアの発展に伴い、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害等に係る相談を受ける機会も増加傾向にあります。

さらに、多様な価値観があり、他者を認めることが苦手な児童もいることから、相互に励まし合い、良好な人間関係を築き上げていくことが重要です。

3 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの法的定義

いじめとは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と法第2条に定義されています。

(2) いじめの態様及び可能性のある刑罰

	いじめの態様	可能性のある刑罰
①	冷やかし、からかい、悪口、脅し	脅迫、名誉毀損、侮辱
②	仲間はずし、集団による無視	侮辱
③	軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行
④	強くぶつかられる、殴打、強く蹴られる	傷害
⑤	金品をたかられる	恐喝
⑥	金品を隠される、盗まれる、損壊、破棄	窃盗、器物破損
⑦	恥ずかしいことや危険なことをさせられる	強要、強制わいせつ
⑧	パソコンや携帯電話で書き込まれる	名誉毀損、侮辱

【出典：文部科学省／学校において生じる可能性のある犯罪行為等について】

(3) いじめに対する認識

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること。
- ・いじめは、人権侵害であり、決して許させる行為ではないこと。
- ・いじめは、気付にくいところで行われることが多く、発見しにくいこと。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見解は間違っていること。
- ・いじめは、その態様により、暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触すること。
- ・いじめは、教職員の人権感覚の在り方が問われる問題であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組む社会問題であること

【出典：文部科学省／学校におけるいじめ問題に関する基本的認識】

4 いじめに関する重層的支援構造

令和4年に改訂された生徒指導提要で、いじめ対応の重層的支援構造が示されたことから、法8条に規定する教職員の責務である適切かつ迅速な対処過程（「未然防止」、「早期発見」、「事後対処」）の順序がより明確となりました。

① 発達支持的生徒指導

多様性を理解し、人権侵害をしない人となるよう、人権教育を推進します。

② 課題未然防止教育

いじめをしない態度や能力の育成に向け、道徳科等の指導充実を図ります。

③ 課題早期発見対応

いじめの兆候を見逃さないよう、日々の観察や調査を定期的実施します。

④ 困難課題対応的生徒指導

保護者とも連携しながら、いじめの解消に向けた対応を組織的に進めます。

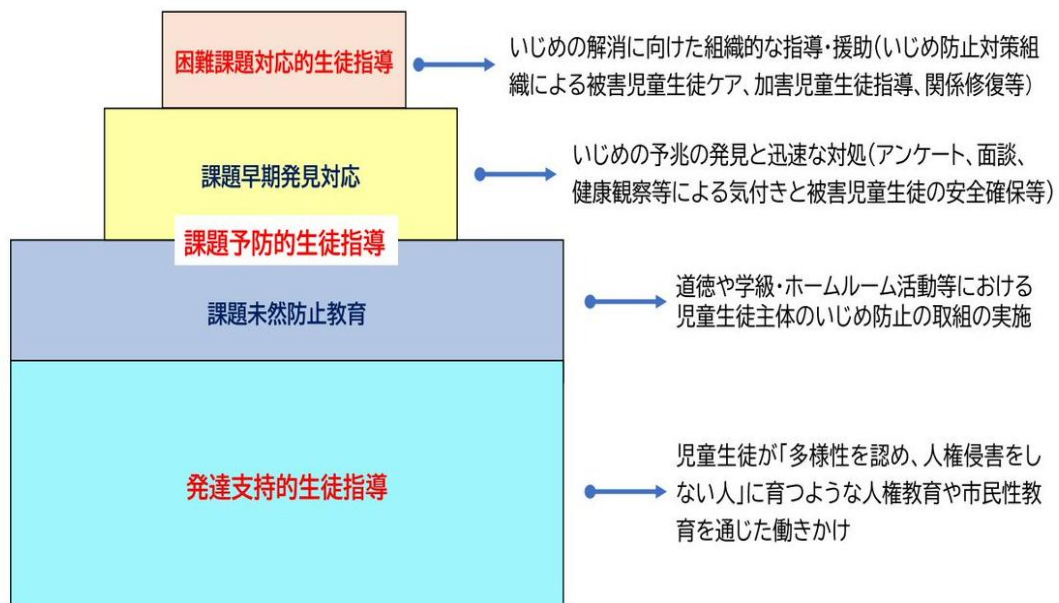


図9 いじめ対応の重層的支援構造

【出典：生徒指導提要】

（１）発達支援的生徒指導「人権教育や市民性教育を通じたはたらきかけ」

いじめに取り組むためには、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することにより、児童が人権意識を高め、共生社会の一員として生きていくための市民性を身に付ける必要があります。

いじめ防止につながる発達支援的生徒指導として、自分を大切にするとともに、他者の大切さを認めることができる人権感覚を養うことができるよう、人権教育の充実を図ります。

また、学校や学級の雰囲気そのものが、児童の人権感覚の形成に関連することから、人権が尊重され、安心して過ごせる場となるよう努めます。

- ・ 多様性に配慮し、均質化のみを重視しない学校づくり
- ・ 児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係の構築
- ・ 自己信頼感の育成
- ・ 援助希求の促進

【出典：生徒指導提要から抜粋編集】

（２）課題未然防止教育「児童主体のいじめ防止の取組」

いじめの未然防止教育において、「いじめを生まない環境づくりをどのように進めていくか」について考える必要があります。いじめが生まれる構造や加害者の心理を明らかにした上で、全児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けられるような働きかけを、すべての教育活動を通じて行います。

（未然防止の取組）

ア 児童一人ひとりの学力保障等

- ・ 児童一人ひとりの課題に応じて、きめ細かな指導を行い、わかる、できる授業づくりを実践します。
- ・ 基礎基本の定着及び思考力、判断力、表現力等、確かな学力の育成に努めます。

イ 居心地の良い学級づくり

- ・ 誰一人取り残さず、様々な課題を学級で解決できるよう、話し合い活動等の充実を図ります。
- ・ 一人ひとりの良さや特性を理解する活動の充実を図ります。

ウ 多様な主体との人権教育

- ・ 校区内の教育機関との連携を強化するとともに、校区の実態に応じたカリキュラムを策定し、系統的な人権教育を推進します。
- ・ 人権フォーラム等、児童が主体となって考える機会を創出します。

エ 自己肯定感の醸成とキャリア教育

- ・ 自尊感情及び自己肯定感を高めるためソーシャルスキルトレーニングを実施します。
- ・ 夢や希望を持ち、キャリア形成をめざしたキャリア教育を推進します。

オ 児童会による啓発活動等

- ・自身に関わる重要な問題であることから、児童会の活動方針にいじめ防止を位置付けるとともに、いじめ撲滅運動やピンクシャツ運動等の取組を行います。

カ 保護者や関係機関等との連携

- ・いじめ防止の重要性を保護者に発信し、家庭においても、いじめ防止に向けて取り組むよう、連携を強化します。
- ・市教育委員会関係各課や所轄警察署等の関係機関との連携を図ります。

(3) 課題早期発見対応「いじめの予兆の発見と迅速な対処」

いじめを早期に発見するために、その背後に、どのような感情にあるのかに思いを寄せることが必要です。そのため、児童の表情や学級内の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知するように努めます。

また、インターネット上の誹謗中傷や仲間はずし等は表面化しにくいことから、家庭と連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

(早期発見の取組)

ア 教職員のいじめを見逃さない姿勢

- ・日常の児童の些細な言動から、児童の置かれた状況を推察することができる感受性を磨き、教職員間の円滑な報告、連絡体制を構築します。
- ・平素から児童と可能な限り場を共にし、児童と同じ目線で物事を考えられるよう、共感的な姿勢で対話します。
- ・教職員の言動が、いじめを助長していないか自己点検を行い、常にいじめを防止するよう努めます。

イ 日常の観察及び校内巡視

- ・業間、休憩時間等、教室や廊下等で児童の観察を行い、いじめにつながる行為がないか等、対話を通して、早期発見に努めます。

ウ 連絡ノートを活用

- ・連絡ノートに記載されている内容から児童の異変等に気付くことができるよう、確実に点検及び返答を行います。
- ・連絡ノートを介して、保護者との連携に努め、必要に応じて家庭訪問や学校招致等により、情報共有及び協力体制の構築に努めます。

エ 教育相談の充実

- ・口頭では、相談しにくい児童のために、端末等を活用して相談できる仕組みを構築します。
- ・内容に応じて、スクールカウンセラー要請等、組織的対応に努めます。

オ いじめアンケートの実施

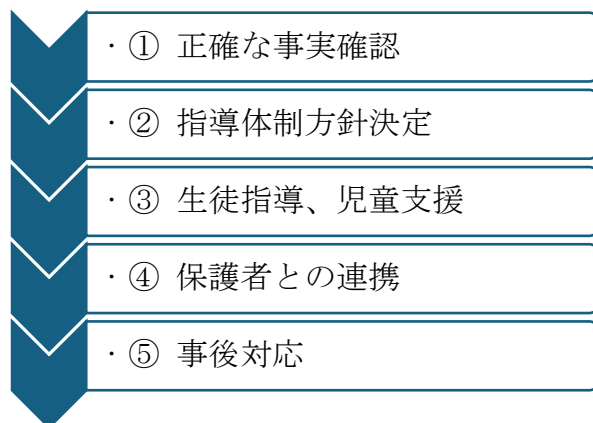
- ・定期的にいじめ調査を行い、いじめの実態把握に努めます。
- ・自分に関わることのない事案に対しても告発することの大切さを確認するとともに、学校全体で根絶する環境や風土を醸成します。

5 いじめ発生時の迅速な対応

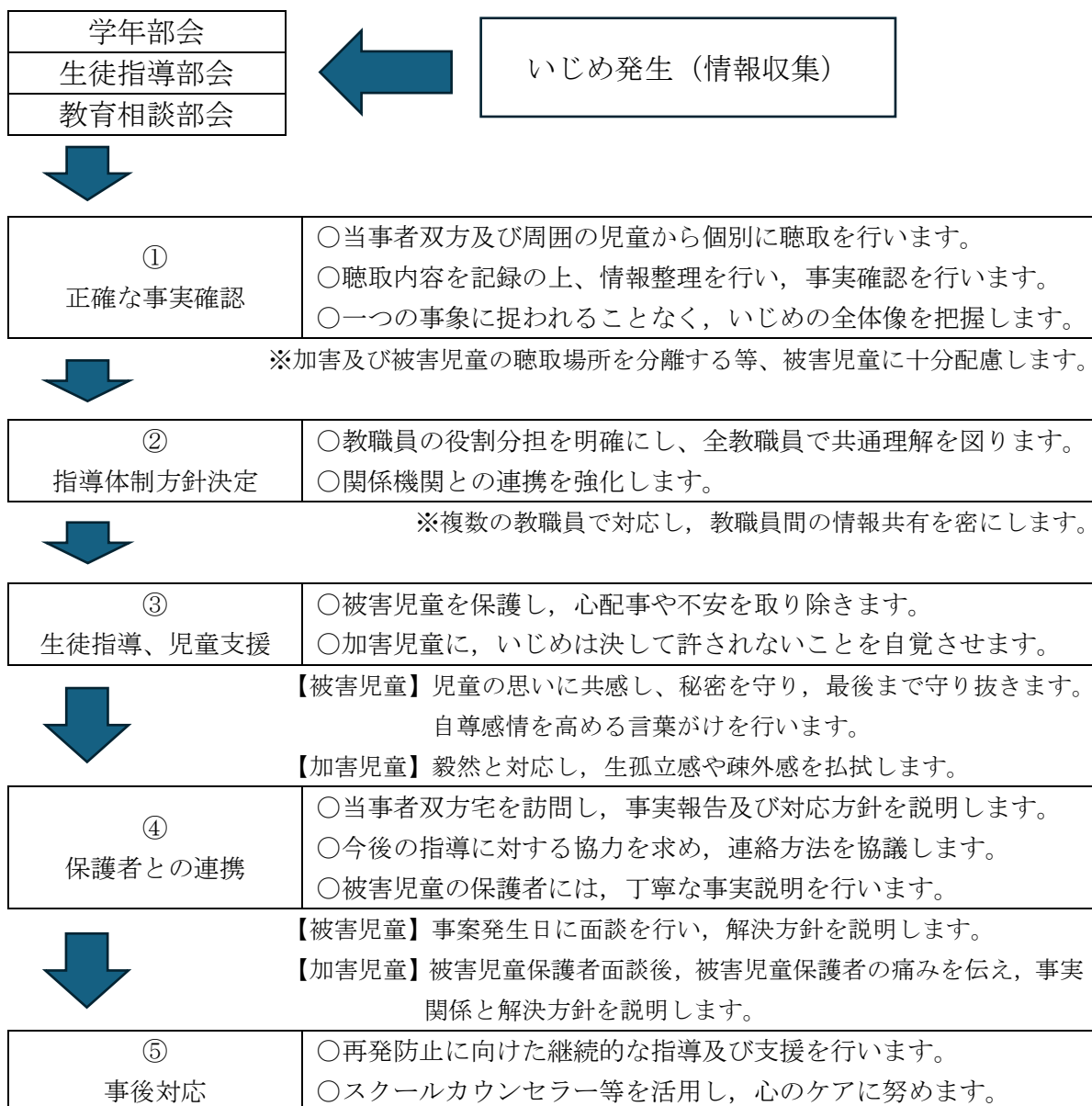
いじめに対する適切な対応を怠れば、どのような事案でも深刻化する可能性があります。

こうしたことを踏まえ、危機意識を教職員間で共有した上で、組織的に事案に応じた対応策を検討していきます。

一般的にいじめが発生した場合は、右図の手順で、早期解決に向けて対処していきます。



いじめ発生時対応マニュアル（フローチャート）



6 校内いじめ防止対策委員会

いじめに係る予防及び早期発見、適切な対応、保護者や地域との連携等が円滑に行えるよう、校内に校長を長とする「校内いじめ防止対策委員会」を設け、組織的に対応していきます。

構成員は、原則、校長、教頭、教務主任、生活指導主事、人権教育部主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等としますが、必要に応じてスクールカウンセラー等との連携を図ります。

○ 特別委員会（事案発生時の調査及び対応）

当該学年の学年主任、生徒指導主事、担任等関係教職員

○ 連携機関

鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課、鈴鹿市こども政策部こども家庭支援課
鈴鹿警察署、スクールカウンセラー

（１）「牧田小学校いじめ防止基本方針」の策定

児童の実態や保護者のニーズ、昨年度の取組成果や課題を明らかにし、毎年、「牧田小学校いじめ防止基本方針」を見直すとともに、確実に取組が実施されるよう、全教職員に周知徹底を図ります。

（２）いじめ防止基本方針内の取組の状況把握と検証

児童や保護者の学校アンケート、学校自己評価、学校関係者評価、学校運営協議会等での議論を踏まえ、いじめ防止対策の検証を行い、PDCAサイクルにより、不断の見直しを図ります。

（３）いじめ事案発生時の対応

いじめ発生又はいじめ発生が疑われる場合、直ちに、正確な事実を把握し、解決に向けた適切な指導及び支援を行います。その際、学校内、教育委員会等の関係機関との連絡調整を行い、スクールカウンセラーやスクールライフサポーター等の協力を求め、多面的な指導及び支援体制を整備します。

また、いじめが終結したと思われる事案であっても、被害児童の見守りを継続するとともに、随時、保護者の相談等に応じます。

（４）研修会の開催

いじめに係る研修会を実施し、教職員のいじめに係る法令上の義務等やいじめを感知する能力等の向上を図ります。

（５）保護者や地域への情報発信、啓発活動

学校のウェブサイトや学校通信などにより、いじめに関する情報発信に努めるとともに、学校、保護者、地域が一体となっていじめの根絶に向けた啓発活動に取り組みます。

7 いじめの重大事態

(1) 重大事態の定義

法では、学校の設置者及び学校は、以下の場合には重大事態として、学校に組織を設け、質問票やその他の方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うよう求められています

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
(法第28条第1項第1号：生命心身財産重大事態)
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(法第28条第1項第2号：不登校重大事態)

(2) 学校の対応

学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します。

また、児童、保護者から重大事態の申立てがあった際は、その時点で、「いじめの結果ではない」又は「重大事態に該当しない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

調査に当たっては、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に解明します。

- ① いじめ行為が、いつから、誰から行われたか
- ② いじめ行為が、どのような態様であったか
- ③ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか
- ④ 学校・教職員がどのように対応したか

なお、その際、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めます。

(3) 調査結果の報告

調査結果は、関係者の個人情報に十分に配慮した上で、被害児童・保護者に対して、適切な方法で提供します。

なお、学校は、調査結果に基づき、被害児童に対しては、安全と安心を取り戻すための、継続的なケアを行います。

また、加害児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行います。

(4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠れば、深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にケースに応じて対応していきます。

なお、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図るとともに、関係児童及び保護者に対して、きめ細かな連絡と相談を行っていきます。

8 いじめ等に関する各種相談機関 確認

(1) 三重県

- ア 子ども専用窓口相談（全般的な悩み）
- | | |
|------------|---------------|
| こどもホットダイヤル | 0800-200-2555 |
| チャイルドライン | 0120-99-7777 |
| 子ども弁護士ダイヤル | 059-224-7950 |
- イ 非行、犯罪行為などの相談
- | | |
|-----------------|--------------|
| 三重県警察少年相談 110 番 | 0120-41-7867 |
| 少年サポートセンター | 059-354-7867 |
| 三重法務少年支援センター | 059-222-7080 |
- ウ ネットトラブル相談
- | | |
|-------------|--------------|
| 三重県消費生活センター | 059-228-2212 |
|-------------|--------------|
- エ 教育・家庭相談
- | | |
|-------------|--------------|
| 心やからだの問題等相談 | 059-226-3729 |
| 子育てに関する家庭相談 | 059-233-1425 |
- オ いじめ、不登校、体罰などの相談
- | | |
|------------------|--------------|
| いじめ電話相談 | 059-226-3779 |
| 子どもの人権 110 番 | 0120-007-110 |
| みえ不登校支援ネットワーク | 059-213-1116 |
| 24 時間子供 SOS ダイヤル | 0120-0-78310 |
- カ 児童虐待などの相談
- | | |
|---------|--------------|
| 北勢児童相談所 | 059-347-2030 |
|---------|--------------|
- キ DV・性暴力被害などの相談
- | | |
|--------------|--------------|
| 性暴力被害者支援センター | 059-253-4115 |
|--------------|--------------|
- コ 性の多様性に関する相談
- | | |
|----------|--------------|
| みえにじいろ相談 | 059-233-1134 |
|----------|--------------|

(2) 鈴鹿市

- ア 児童虐待、不登校、養育等に関する相談
- | | |
|----------|--------------|
| こども家庭支援課 | 059-382-9140 |
| 鈴鹿児童相談所 | 059-382-9794 |

(3) 文部科学省

- | | |
|----------------|--------------|
| 24 時間いじめ相談ダイヤル | 0120-0-78310 |
|----------------|--------------|